

1 (案)

2 I P 網への移行後の音声接続料の在り方  
3 報告書

4 令和 6 年 3 月 14 日

5 情 報 通 信 審 議 会  
6 電 気 通 信 事 業 政 策 部 会  
7 接 続 政 策 委 員 会

9	第1章 はじめに .....	3
10	検討の経緯 .....	3
11	第一種指定電気通信設備制度 .....	4
12	加入電話・ISDNの現状 .....	5
13	加入電話・ISDNの接続料算定 .....	9
14	固定電話網のIP網への移行工程及びスケジュール .....	11
15	第2章 メタルIP電話、ワイヤレス固定電話、ひかり電話の接続料の算定方法	
16	.....	13
17	第1節 検討の背景及び検討事項 .....	13
18	第2節 意見及び考え方 .....	16
19	第3章 LRICモデルにおけるメタルIP電話の加入者回線の取扱い ...	20
20	第1節 検討の背景及び検討事項 .....	20
21	第2節 意見及び考え方 .....	21
22	第4章 東西均一接続料の扱い .....	25
23	第1節 検討の背景及び検討事項 .....	25
24	第2節 意見及び考え方 .....	25
25	第5章 接続料算定方法の適用期間 .....	30
26	第1節 検討の背景及び検討事項 .....	30
27	第2節 意見及び考え方 .....	30
28	第6章 その他の検討事項 .....	33
29	第1節 LRICモデルの運用プロセスの簡素化 .....	33
30	第2節 四半期単位の実績トラヒックのホームページ開示義務の見直し .....	36
31	第7章 おわりに .....	39
32	資料編 .....	40
33	電気通信事業政策部会 名簿 .....	41
34	接続政策委員会 名簿 .....	42

35	「IP網への移行後の音声接続料の在り方」諮問書（令和5年10月2日）	43
36	電気通信事業政策部会及び接続政策委員会 開催状況	45
37	「四半期単位の実績トラフィックのホームページ開示義務の見直し」に関する接続事	
38	業者の意向調査の結果概要	46
39		
40		

## 41 第1章 はじめに

### 42 検討の経緯

43 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日  
44 本・西日本」という。）が提供する加入電話・ISDNについては、公衆交換  
45 電話網（以下「PSTN<sup>1</sup>」という。）の設備（中継交換機・信号交換機）が、  
46 令和7年頃に維持限界を迎える中で、令和4年度以降、PSTNからIP網へ  
47 疎通ルートの切替えが進められている。

48 情報通信審議会答申「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方  
49 最終答申」（令和3年9月。以下「令和3年答申」という。）では、IP網への  
50 移行後の音声接続料について、「IP網への移行後、第一種指定電気通信設備  
51 制度の下で、メタルIP電話とひかり電話の接続料は同一の接続料として算  
52 定することが適当」とした。

53 また、情報通信審議会答申「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバー  
54 サルサービス交付金制度等の在り方」（令和4年9月。以下「令和4年答申」  
55 という。）では、「電話網のIP網への移行後、ワイヤレス固定電話の接続料は、  
56 メタルIP電話及びひかり電話と同一の接続料として算定することが適当」  
57 とした。

58 以上を踏まえ、IP網へ移行後の音声接続料の在り方について、具体的な計  
59 算方法について検討を行う必要があるため、令和5年10月、総務大臣より「I  
60 P網への移行後の音声接続料の在り方」について情報通信審議会に諮問が行  
61 われ、当委員会において、調査検討を行った。

62 本報告書は、上記の検討に基づき、IP網への移行後の音声接続料の在り方  
63 について、提言を取りまとめたものである。

---

<sup>1</sup> Public Switched Telephone Network

## 64 第一種指定電気通信設備制度

65 利用者の電気通信設備（移動端末設備を除く。）と接続される伝送路設備（固  
66 定系の加入者回線）を相当な規模で設置する電気通信事業者が設置する電気  
67 通信設備のうち、その加入者回線及び当該電気通信事業者が当該伝送路設備  
68 を用いる電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備については、  
69 当該設備との接続が他事業者のサービス提供に不可欠であり、適用される接  
70 続料や接続条件が我が国の電気通信サービスの料金水準やサービス品質全体  
71 に影響を及ぼすものであること、また、当該設備を設置する電気通信事業者は、  
72 接続協議において圧倒的に優位な立場に立ち得るため、透明、公平、迅速かつ  
73 合理的な条件による接続を確保する観点から、第一種指定電気通信設備制度  
74 を定めている。

75 第一種指定電気通信設備制度の下、平成9年に日本電信電話株式会社（当時）  
76 の設置する固定端末系伝送路設備等が指定電気通信設備（現在の第一種指定  
77 電気通信設備）として指定され、平成11年に、同社再編に伴い、NTT東日  
78 本・西日本が指定電気通信設備の設置者としての地位を承継し、その後、NT  
79 T東日本・西日本が設置する固定端末系伝送路設備等が改めて指定され、現在  
80 に至っている。

81 NTT東日本・西日本が加入電話・ISDNを提供するPSTNの接続料に  
82 ついては、第一種指定電気通信設備制度に基づき、能率的な経営の下における  
83 適正な原価に適正な利潤を加えたものとして、制度導入当初は、実績原価方式  
84 により、接続会計で整理された設備の管理運営に実際に要した費用を基礎と  
85 して算定することとされていた。その後、平成12年度から、接続料原価の算  
86 定において実績原価方式では除外できない非効率性を除外して適正に費用を  
87 算定できるように、高度で新しい電気通信技術の導入によって電気通信役務  
88 の提供の効率化が相当程度図られると認められる機能に係る接続料の算定方  
89 式として、長期増分費用方式（以下「LRIC<sup>2</sup>方式」という。）により算定す  
90 ることとされている。

91 他方、NTT東日本・西日本がひかり電話を提供する次世代ネットワーク  
92 （NGN<sup>3</sup>）の接続料については、NGNの導入当初においてNTT東日本・  
93 西日本のNGNに対する設備投資のインセンティブを失わせることがないよ  
94 うにする観点から、LRIC方式ではなく実際費用方式<sup>4</sup>により算定すること  
95 とされている。

---

<sup>2</sup> Long Run Incremental Costs：長期増分費用

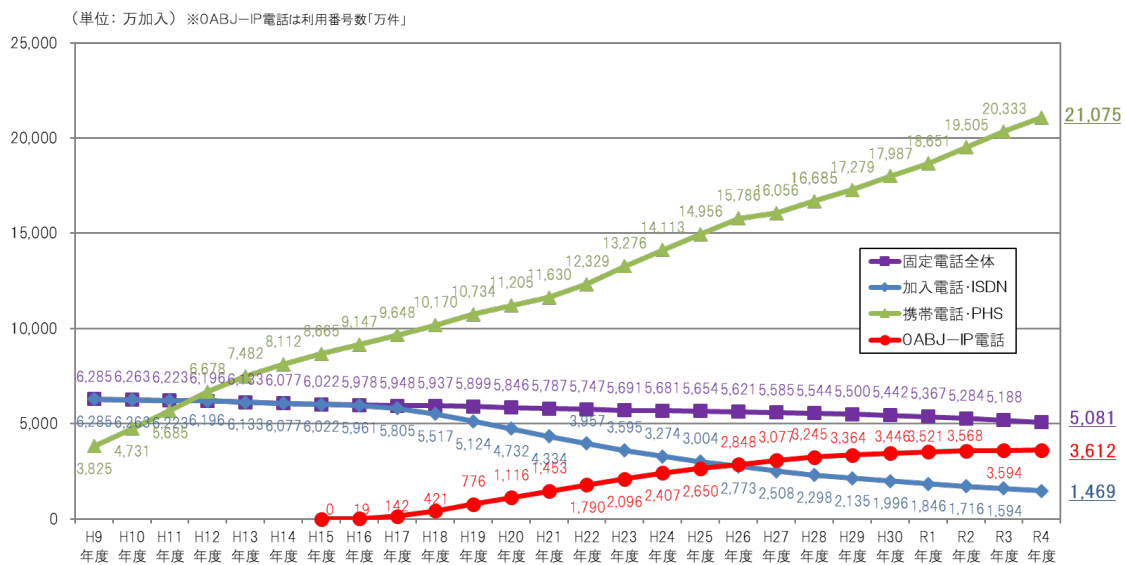
<sup>3</sup> Next Generation Network：次世代ネットワーク

<sup>4</sup> 具体的には、現在は、将来原価方式により算定されている。

96 加入電話・ISDNの現状

97 音声通信サービスの契約数等の推移について、「加入電話・ISDN」の契  
 98 約数は、平成9年度の6,285万加入をピークに、それ以降、減少傾向が継続し  
 99 ており、令和4年度の契約数は、1,469万加入であり、前年度比で約8%減少  
 100 している。一方、平成26年度以降、「IP電話」の利用番号数は、「加入電話・  
 101 ISDN」の契約数を上回っている。

102 【音声通信サービスの契約数等の推移】

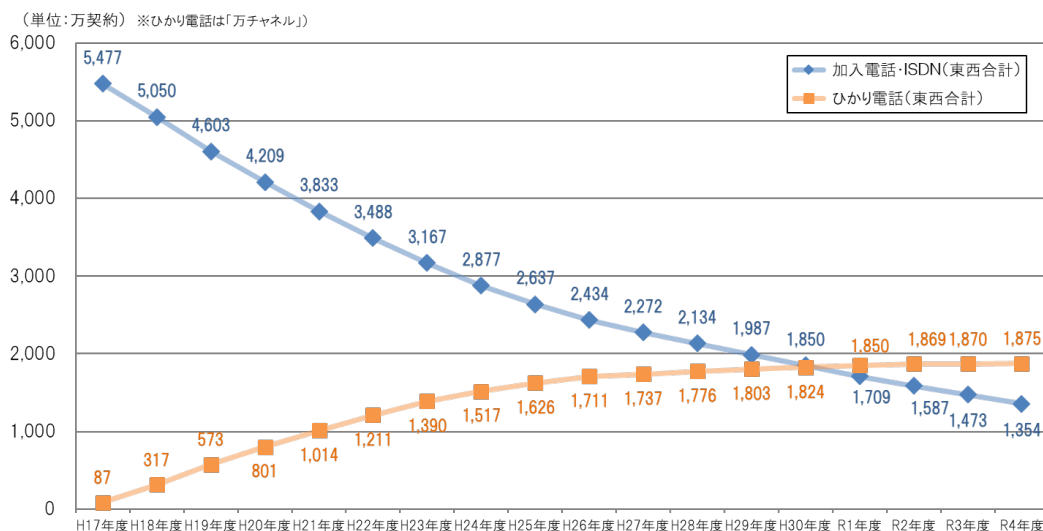


※固定電話全体は、加入電話・ISDNとOABJ-IP電話の合計  
 出典: 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ(総務省)及び「通量からみた我が国の音声通信利用状況」(総務省)

103

104 このうち、NTT東日本・西日本の「加入電話・ISDN」の契約数について、減少傾向が継続しており、令和4年度の契約数は、1,354万契約であり、  
 105 前年度比で約8%減少している。一方、令和4年度の「ひかり電話」のチャンネル数は、1,875  
 106 万チャンネルであり、「加入電話・ISDN」の契約数を上回っている。  
 107  
 108

109 【NTT東日本・西日本の加入電話の契約数等の推移】



※ INSネット1500は、INSネット64の10倍で換算。

※ 四捨五入をしているため、数字の合計が合わない場合がある。

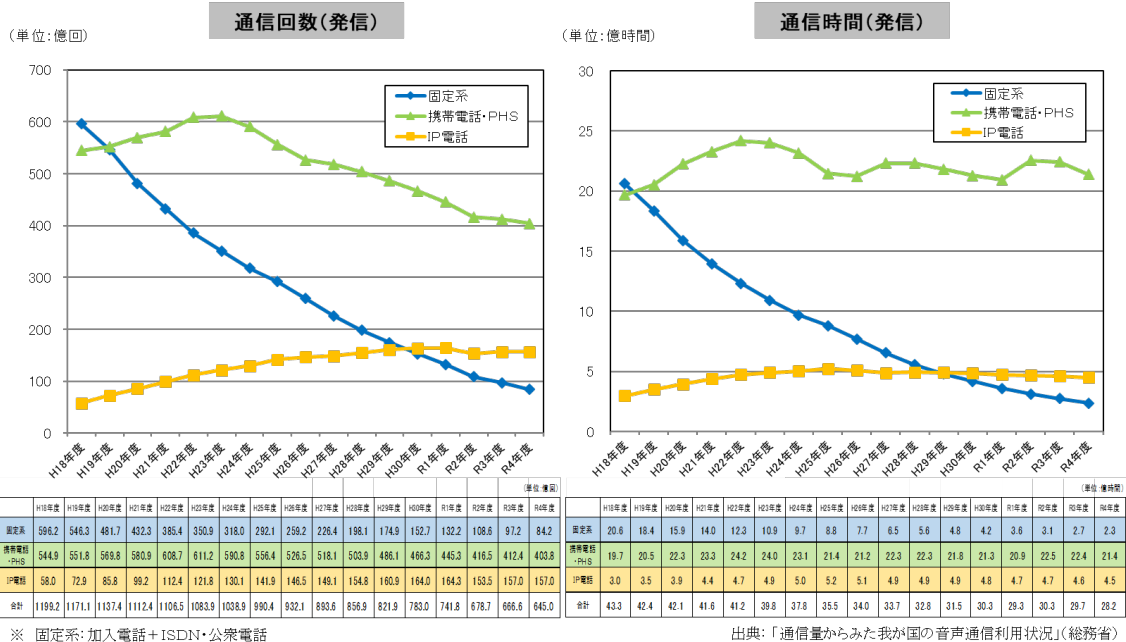
出典:「インフォメーションNTT東日本2023」(NTT東日本)

110

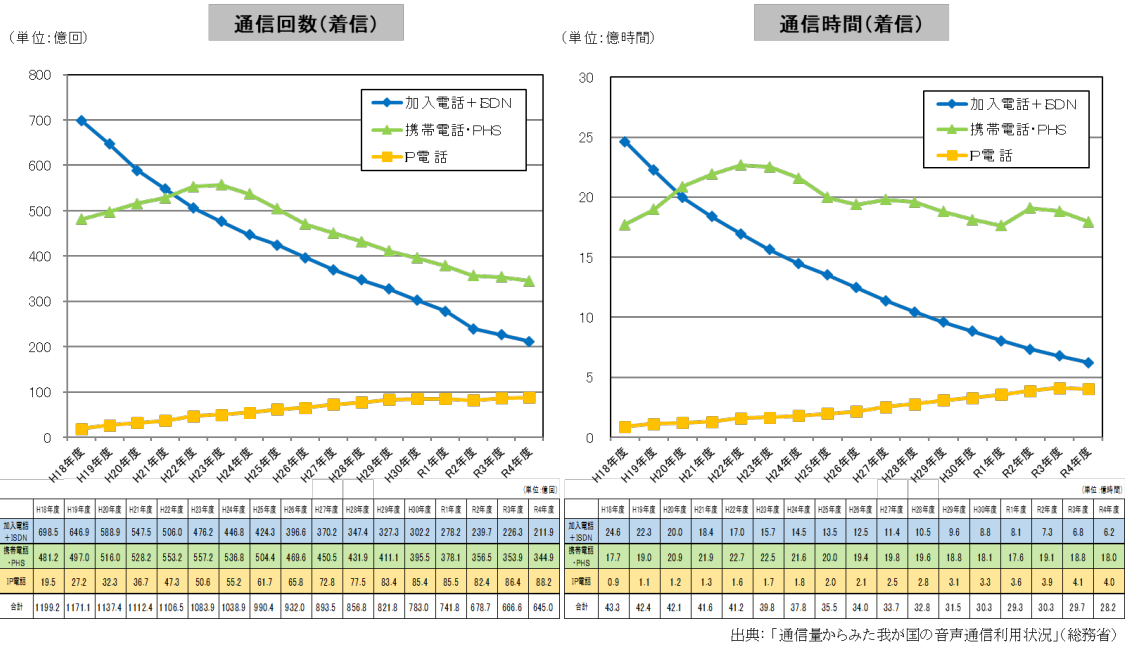
111 固定電話の音声通信量(通信回数及び通信時間)は、携帯電話やインターネットの普及に伴い、発着信ともに減少傾向が継続している。固定電話における  
 112 発着の傾向をみると、発信よりも着信の方が通信回数が多く、通信時間も長い  
 113 傾向にある。  
 114

115 総音声通信量に占める固定電話の割合について、令和4年度の固定電話等  
 116 発の通信回数は約84億回(全体の約13%)、通信時間は約2.3億時間(全体の  
 117 約8%)、固定電話着の通信回数は約212億回(全体の約33%)、通信時間  
 118 は約6.2億時間(全体の約22%)であり、いずれも減少傾向にある。

### 【音声通信量（発信）の推移】



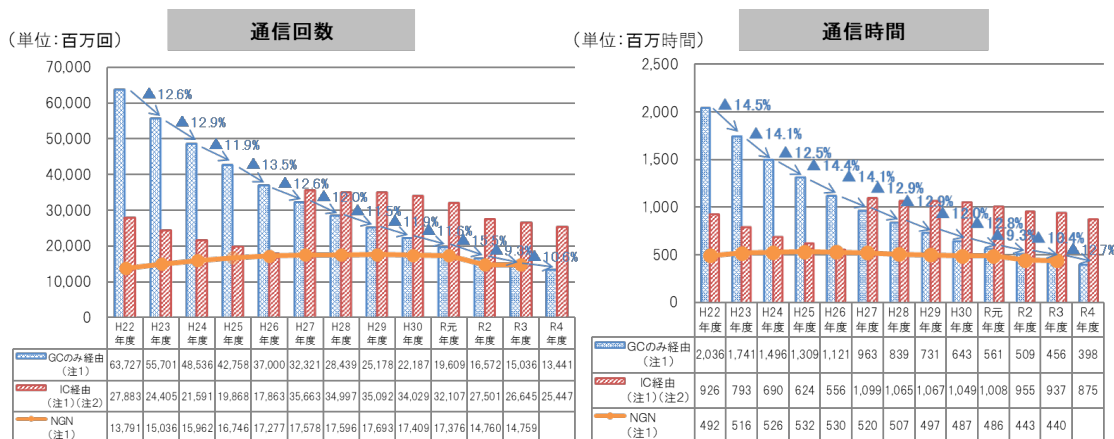
### 【音声通信量（着信）の推移】





123 NTT東日本・西日本の交換機を経由する通信量は、通信回数・通信時間と  
 124 もに減少傾向が継続している。例えば、加入者交換機（GC交換機）を経由す  
 125 る通信量は、令和4年度の通信回数は約134億回（対前年度比約11%減）、通  
 126 信時間は約4億時間（対前年度比約13%減）となっている。

127 【NTT東日本・西日本の交換機を経由する通信量の推移】



(注1) 図中、「GCのみ経由」又は「IC経由」は、GC交換機又はIC交換機を経由する通信回数及び通信時間(令和4年度第3四半期以降にあっては、IP網へ移行したトラフィックを令和3年度実績の「GCのみ経由」・「IC経由」のトラフィック比率で分計したものを含む。)を、「NGN」は、ひかり電話に発着信する通信回数及び通信時間を計上している。そのため、例えば、IP網への移行前の、NTT東日本・西日本のPSTNとひかり電話との間を発着信するトラフィックは、「IC経由」(GCを経由するもの)と「NGN」のいずれにも計上され、IP網への移行後の、加入電話に着信するトラフィックは、「GCのみ経由」・「IC経由」(GCを経由するもの)と「NGN」のいずれにも計上されている。  
 (注2) 「IC経由」については、平成26年度まではGCを経由するもののみを計上しており、平成27年度からはそれに加えてGCを経由しないものも計上している。

出典:「GCのみ経由」・「IC経由」については、「NTT東西の交換機を経由する主要な通信量の推移について」(NTT東日本・西日本)。「NGN」については、光IP電話接続機能に係るNTT東日本・西日本の実績値。

128

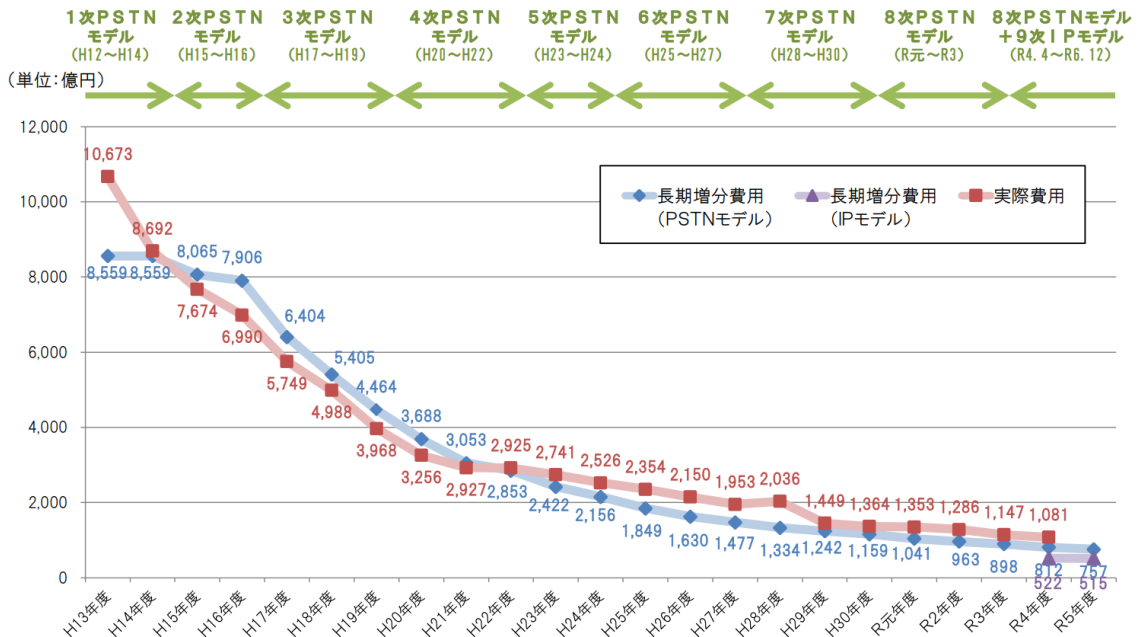
129 加入電話・ISDNの接続料算定

130 加入電話・ISDNの接続料算定は、平成12年度にLRIC方式を採用し  
 131 て以降、累次のモデル見直しを重ねつつ、長期増分費用モデル（以下「LRIC  
 132 モデル」という。）を適用して実施している。

133 固定電話網のIP網への移行期である令和4年度からは、接続ルート切替  
 134 前の網に対応した第8次PSTN-LRICモデルと接続ルート切替後の網  
 135 に対応した第9次IP-LRICモデルを併用している。

136 LRICモデルを用いて算定する接続料原価は低廉化傾向にあり、令和5  
 137 年度の接続料原価はPSTN-LRICモデルでは757億円、IP-LRIC  
 138 モデルでは515億円、前年度比はそれぞれ約7%、約1%減となっている。

139 【接続料原価の推移】



(注)長期増分費用(PSTNモデル)の接続料原価は、NTSコスト付け替え後の額。  
 (注)実際費用は、当該年度の需要(実績)に対する費用(信号網コスト及び中継伝送専用機能コストを除く)。  
 (注)長期増分費用(PSTNモデル)及び長期増分費用(IPモデル)は、前年度下期+当該年度上期の需要に対する費用。

140

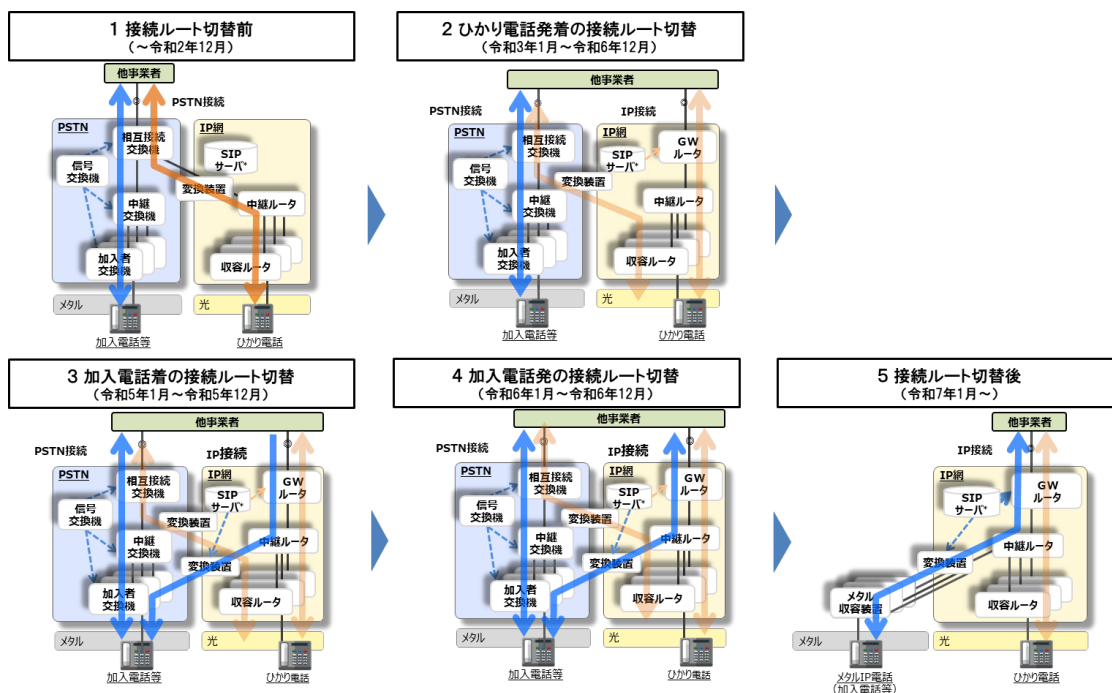


148 固定電話網のIP網への移行工程及びスケジュール

149 情報通信審議会答申「固定電話網の円滑な移行の在り方 二次答申」(平成  
150 29年9月)において、令和7年1月までにはPSTNからIP網への設備移  
151 行に係る全工程を完了させることが必要とされている。

152 加入電話・ISDNについて、令和5年1月にGC<sup>5</sup>接続・IC<sup>6</sup>接続からI  
153 P接続への接続ルート切替えを開始し、令和6年1月には、固定電話からOA  
154 B～J-IP電話等への通常の通話に係る接続ルートについて切替えが完了  
155 した。固定電話からフリーダイヤル、携帯電話、他社050-IP電話等への  
156 通話に係る接続ルートについては、同年2月以降に切替工事を実施<sup>7</sup>し、同年  
157 12月までに切替えを完了することが予定されている。

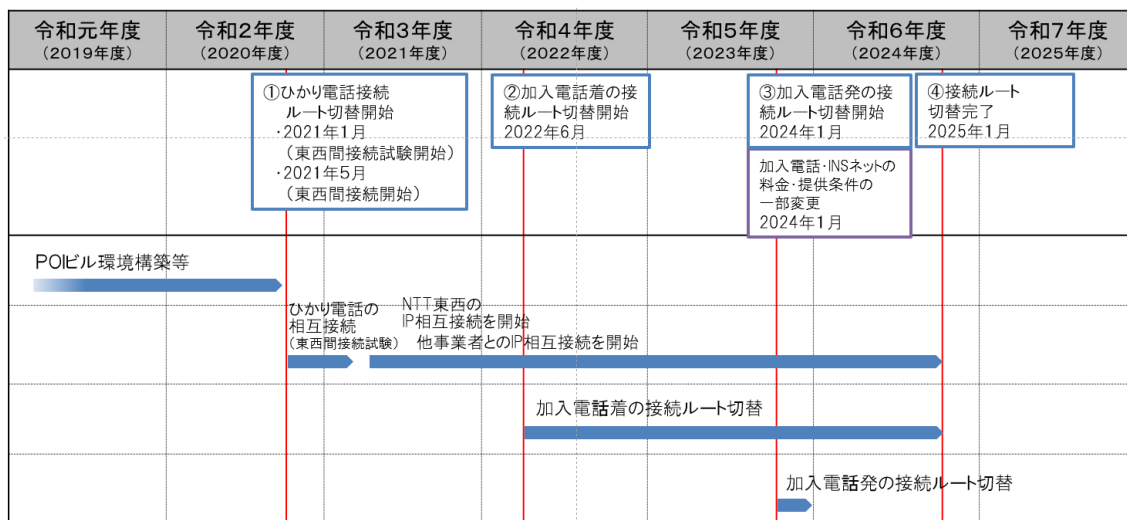
158 【IP網への移行工程】



159

<sup>5</sup> Group unit Center。加入者交換機設置局。  
<sup>6</sup> Intra-zone Center。中継交換機設置局。  
<sup>7</sup> <https://web116.jp/2024ikou/schedule.html>

【IP網への移行スケジュール】



## 162 第2章 メタルIP電話、ワイヤレス固定電話、ひかり電話の接続 163 料の算定方法

### 164 第1節 検討の背景及び検討事項

165 NTT東日本・西日本のPSTNのIP網への移行により、加入者回線の形  
166 態に変化はないが、PSTNによる音声伝送は廃止され、NTT東日本・西日  
167 本の加入電話・ISDNはメタルIP電話としてNGNの機能を活用して提  
168 供されることとなる。

169 令和3年答申では、このような設備構成の変化等も踏まえ、第一種指定電気  
170 通信設備制度の下で、IP網へ移行後のメタルIP電話とひかり電話の音声  
171 接続料の算定の考え方及び算定方法について検討を行った。

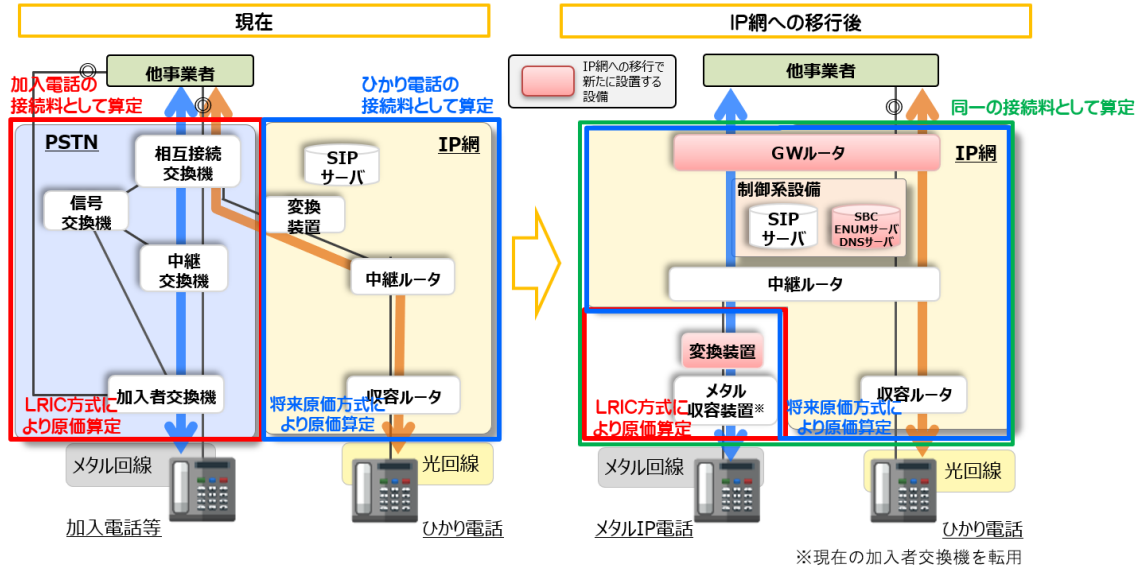
172 IP網へ移行後、メタルIP電話とひかり電話は、各々メタル收容装置と収  
173 容ルータを通じていずれもNGNに收容され、他事業者と接続するPOIも  
174 同一となる等、接続料原価の対象となる網や設備を多く共有すること、また、  
175 メタルIP電話とひかり電話はいずれもOAB～J番号の指定を受けており、  
176 機能や料金等の一部に差異があるものの、両電話は類似した品質で提供され  
177 ることに加え、関係事業者から、接続料の精算や事業者間協議の負荷軽減の観  
178 点からも、メタルIP電話とひかり電話の接続料を同一の接続料として算定  
179 することが適当との意見が多く寄せられたことから、IP網への移行後、第一  
180 種指定電気通信設備制度の下で、メタルIP電話とひかり電話の接続料は同  
181 一の接続料として算定することが適当とした。

182 また、接続料原価の算定方法について、加入電話の接続料原価は、過去の独  
183 占的なPSTNの提供に起因する非効率性を排除するため、LRIC方式で  
184 算定されてきたところ、NTT東日本・西日本から、メタル收容装置及び同装  
185 置にあわせて收容局内に設置される変換装置の提供において非効率性が排除  
186 されることを示す明確な見通しが示されていないことも踏まえ、メタル收容  
187 装置及び変換装置により提供されるメタルIP電話の收容に係る機能等の接  
188 続料原価算定には、これまでどおり、現在PSTNの接続料原価算定に適用し  
189 ているLRIC方式を適用することが適当とした。

190 一方で、NGNを用いて提供される機能の部分の接続料については、当面は  
191 現在のNGNの接続料原価算定に係る考え方を踏襲して実際費用方式による  
192 原価算定を行うこととしつつも、毎年度、実際の加入者回線の種別に対応した  
193 IP-LRICモデル等により適切に算定されたベンチマーク値との比較を行  
194 い、NTT東日本・西日本による効率化努力をモニタリングしていくことが  
195 必要であるとした上で、非効率性の排除など接続料の一層の適正化が必要と  
196 なった場合には、LRIC方式による接続料原価の算定について検討を行う  
197 ことも必要と考えられるとした。

198  
199

### 【IP網への移行後のメタルIP電話・ひかり電話の 接続料（令和3年答申）】



200

201 その後、NTT東日本・西日本が、例外的な場合に限定して、加入電話の代  
202 替としてワイヤレス固定電話の提供を予定していることから、令和4年答申  
203 において、その提供開始に伴う接続料負担の在り方について検討を行った。

204 ワイヤレス固定電話の設備のうち、加入電話のアクセス網部分を代替する  
205 携帯電話網等以外のコア網の設備は、音声通信用接続用ルータ及びデータ通  
206 信用接続用ルータを含め、その費用が通信量に依存するコストとなっている  
207 ことから、接続料原価の範囲とすることが適当とした。

208 接続料原価の算定方法については、相互接続交換機の前価の算定は、加入電  
209 話及びひかり電話での利用の際と同様にLRIC方式により行うこと、中継  
210 ルータ、旧変換装置、GWルータ、SBC、ENUMサーバ及びDNSサーバ  
211 は、NGNを構成する設備群の一部であり、ひかり電話とも共用されていると  
212 ころ、その原価の算定は、ひかり電話での利用の際と同様に、まずは将来原価  
213 方式により行うこと、新規に構築される音声通信用接続用ルータ、データ通  
214 信用接続用ルータ、ワイヤレス固定電話用SIPサーバ及びFAXサーバは、ワ  
215 イヤレス固定電話のみで用いられるIPベースの設備であることを踏まえ、  
216 NTT東日本・西日本がその構築及び維持を十分効率的に行うことを前提と  
217 して、まずは将来原価方式により行うこととした。

218 一方で、接続料原価の試算では、ワイヤレス固定電話導入開始時から少なく  
219 とも10年間は、ワイヤレス固定電話の接続料原価及び加入電話・メタルIP  
220 電話の接続料の合計が、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した  
221 場合<sup>8</sup>の接続料原価を上回ると見込まれた。そのため、ワイヤレス固定電話の  
222 制度趣旨を踏まえれば、ワイヤレス固定電話が導入された結果、ワイヤレス固

<sup>8</sup> 導入済みのワイヤレス固定電話が加入電話・メタルIP電話であると仮定した場合

223 定電話が導入されていないと仮定した場合と比べて、接続事業者の負担が増  
224 大することは適当ではないことから、電話網のIP網への移行後（令和7年1  
225 月以降）については、ワイヤレス固定電話が導入された状況での接続料原価と、  
226 ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合の接続料原価を比較  
227 し、前者が後者を上回る場合には、ワイヤレス固定電話が導入されていないと  
228 仮定して接続料原価を算定することが適当とした。なお、電話網のIP網への  
229 移行期間中（令和6年12月まで）においては、前述の試算結果を踏まえ、接  
230 続料原価の比較を省略し、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定し  
231 て接続料原価を算定することが適当とした。

232 その上で、電話網のIP網への移行後のワイヤレス固定電話の接続料の設  
233 定方法については、ワイヤレス固定電話は、携帯電話網を通じて、メタルIP  
234 電話及びひかり電話と同様にNGNに收容され、他事業者との相互接続点も  
235 メタルIP電話及びひかり電話の相互接続点と同一となる等、接続料原価の  
236 範囲となる設備の多くをメタルIP電話及びひかり電話と共有し、両電話と  
237 類似した設備構成をとること、また、メタルIP電話及びひかり電話と同様に  
238 OAB-J番号を使用し、両電話と類似した品質で提供されることを踏まえ、  
239 メタルIP電話及びひかり電話と同一の接続料として算定することが適当と  
240 した。

241 以上を踏まえ、メタルIP電話、ワイヤレス固定電話、ひかり電話の接続料  
242 を、「同一の接続料」として算定する場合の方法について、PSTN-LRIC  
243 モデルとIP-LRICモデルによる算定値をトラヒック比で加重平均し  
244 て算定している、加入電話・メタルIP電話の接続料<sup>9</sup>の例を参考にしつつ検  
245 討を行った。  
246

---

<sup>9</sup> IP網への移行過程（令和4年4月から令和6年12月まで）において適用



247 第2節 意見及び考え方

248 1 事業者からの意見

249 事業者からは、主に以下の意見が出された。

250 <加重平均の方法>

- 251 ●メタルIP電話、ワイヤレス固定電話及びひかり電話に係る設備の固有  
252 部分並びにこれらの共通部分についてそれぞれ接続料を算定し、固有部  
253 分の接続料をトラヒック割合に基づいて加重平均し、それに共通部分の  
254 接続料を加えることによって同一の接続料を算定する方法が適当。【NT  
255 T東日本・西日本<sup>10</sup>】
- 256 ●加重平均に用いる割合は、NTT東日本・西日本が受領する接続料である  
257 ことから、NTT東日本・西日本が接続料を受領する対象となる相互接続  
258 トラヒックの割合とすることが適当。【NTT東日本・西日本】

259 <メタルIP電話の接続料原価>

- 260 ●メタルIP電話の固有設備（メタル收容装置及び新変換装置）については、  
261 第9次IP-LRICモデルを適用することが適当。【KDDI・ソフト  
262 バンク】
- 263 ●メタルIP電話の固有設備の接続料は、第9次IP-LRICモデルの  
264 「メタル收容装置（メタル回線收容機能）」及び「メタル收容装置～中継  
265 ルータ間の伝送路（一般中継系ルータ接続伝送機能）」を対象とすること  
266 が適当。【NTT東日本・西日本】

267 <ひかり電話の接続料原価>

- 268 ●ひかり電話の接続料は、現在、将来原価方式により算定しているが、次期  
269 算定期間においては、ひかり電話の需要動向も踏まえて、算定方式の見直  
270 し（実績原価方式の採用等）の可否についても検討していく考え。【NT  
271 T東日本・西日本】
- 272 ●ひかり電話については、一旦将来原価方式とするが、令和3年答申におい  
273 て整理されたとおり、NTT東日本・西日本による効率化努力をモニタリ  
274 ングし、非効率性の排除など接続料の一層の適正化が必要となった場合  
275 には、LRIC方式による算定を速やかに検討すべき。【ソフトバンク】

276 <ワイヤレス固定電話の接続料原価>

- 277 ●令和4年答申において整理されたとおり、ワイヤレス固定電話が導入さ  
278 れた状況での接続料原価と、ワイヤレス固定電話が導入されていないと  
279 仮定した場合の接続料原価を比較し、低廉な接続料原価を採用すべき。  
280 【KDDI・ソフトバンク】

---

<sup>10</sup> KDDI・ソフトバンクからも同趣旨の意見

281 ●ワイヤレス固定電話の導入有無による接続料原価の比較について、ワイ  
282 ヤレス固定電話の導入回線数が限定的である間（例えば、サービス開始か  
283 ら3年間程度）は、IP網への移行期間中と同様に、接続料原価の比較を  
284 省略することが適当。【NTT東日本・西日本】

285 2 委員からの意見

286 委員からは、主に以下の意見が出された。

287 ●「トラヒック比で加重平均」とは、通信回数単位の接続料については通信  
288 回数比で、通信時間単位の接続料については通信時間比で加重平均する  
289 こととなると考えるが、その認識でよいか。<sup>11</sup>

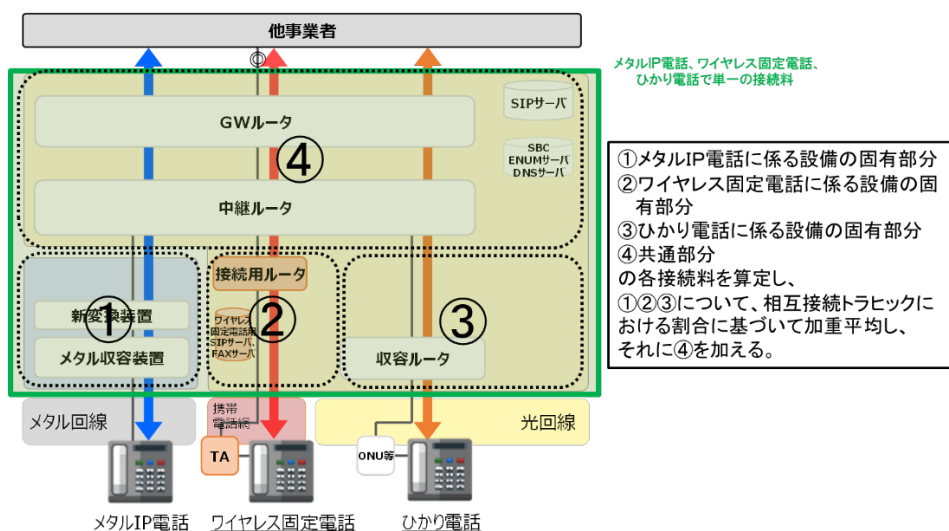
---

<sup>11</sup> 第67回接続政策委員会の出席事業者からは「同じ認識である」旨の回答があった。

290 3 考え方

291 メタルIP電話、ワイヤレス固定電話及びひかり電話の接続料について  
 292 同一の接続料を算定するに当たって、これらに係る設備の固有部分につい  
 293 ては、各接続料を算定し、相互接続トラヒックにおける割合に基づいて加重  
 294 平均する方法が適当であり、それに共通部分の接続料を加えることによっ  
 295 て同一の接続料を算定することが適当である。この際、通信回数単位の接続  
 296 料については通信回数比で、通信時間単位の接続料については通信時間比  
 297 で加重平均することが適当である。

298 【メタルIP電話、ワイヤレス固定電話、ひかり電話の接続料の  
 299 同一の接続料を算定する方法】



300

301 また、メタルIP電話の固有設備（メタル收容装置及び新変換装置）の接  
 302 続料の算定については、第9次IP-LRICモデルの「メタル收容装置  
 303 （メタル回線收容機能）」及び「メタル收容装置～中継ルータ間の伝送路（一  
 304 般中継系ルータ接続伝送機能）」の部分を適用することが適当である。

305 なお、NGNを用いて提供される機能の部分については、令和3年答申に  
 306 おける整理を引き続き踏襲することが必要である。

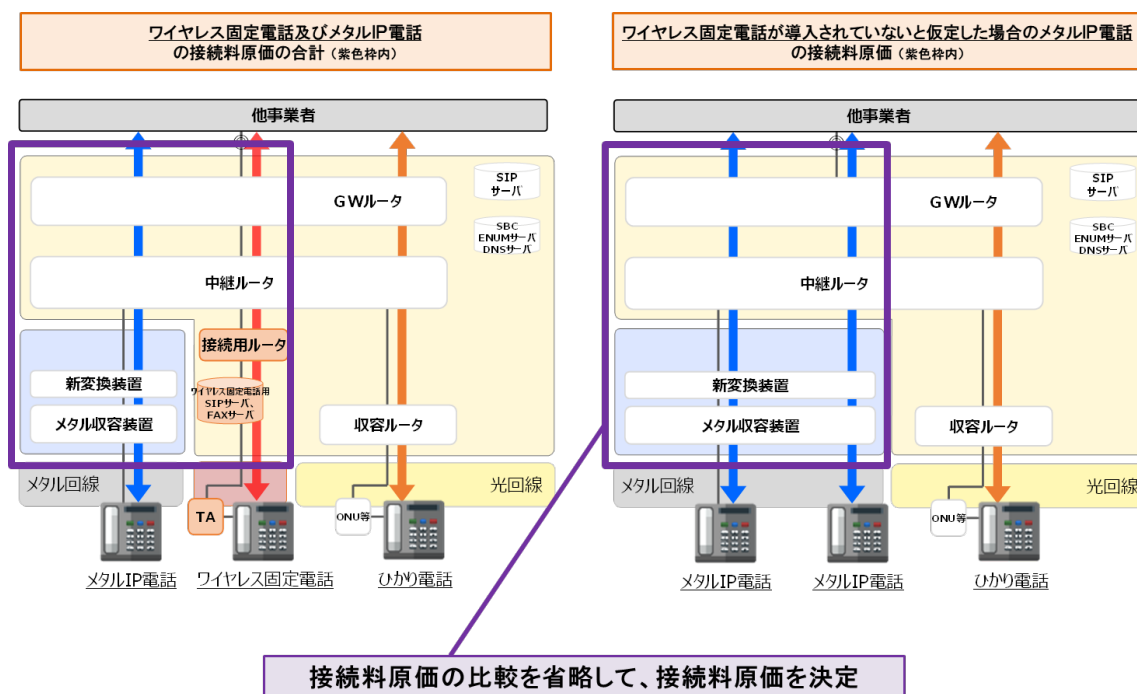
307 加えて、ワイヤレス固定電話の接続料原価の算定方法については、令和4  
 308 年答申では、ワイヤレス固定電話が導入された状況での接続料原価と、ワイ  
 309 ヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合の接続料原価を比較す  
 310 ることとされている一方で、同答申の試算では、ワイヤレス固定電話導入開  
 311 始時から少なくとも10年間は、ワイヤレス固定電話が導入された状況での  
 312 接続料原価の方が高価であると見込んでいる。

313 この点、当該試算は、電話網のIP網への移行前の網構成を前提としてお  
 314 り、IP網移行後の構成においては、当該試算と比較して、加入電話/メタ

315 ルIP電話に係る設備が「加入者交換機・中継交換機・相互接続交換機等」  
 316 から、「メタル收容装置・新変換装置・中継ルータ・GWルータ」に置き換  
 317 わっているため、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合  
 318 の接続料原価を下げる方向に変動する、すなわち、比較において「ワイヤレ  
 319 ス固定電話が導入されていないと仮定した場合」がより選ばれやすくなる  
 320 ものと考えられる。

321 したがって、今般検討した接続料算定方法の適用期間については、固定電  
 322 話網のIP網への移行期間中と同様に、接続料原価の比較を省略し、ワイヤ  
 323 レス固定電話が導入されていないと仮定して接続料原価を算定することが  
 324 適当である。

325 【ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した接続料原価の算定】



326

## 327 第3章 L R I Cモデルにおけるメタル I P 電話の加入者回線の取 328 扱い

### 329 第1節 検討の背景及び検討事項

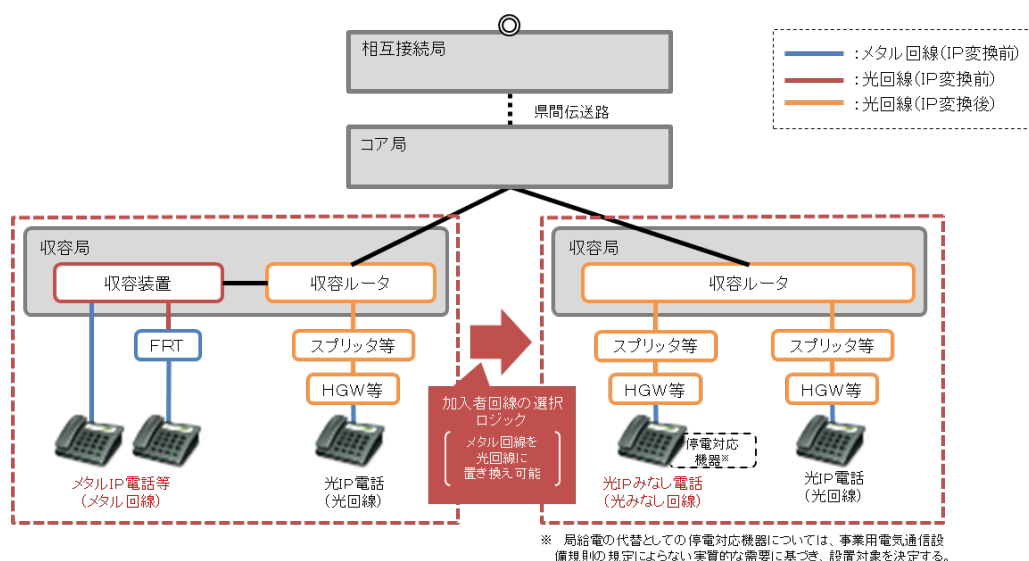
330 電話網の I P 網への移行期間中における加入電話／メタル I P 電話の接続  
331 料算定の在り方について、令和3年答申では、当該算定に L R I C方式を用い  
332 る場合、接続ルート切替前の網構成に対応したモデルとして P S T N－L R  
333 I Cモデル、切替後の網構成に対応したモデルとして I P－L R I Cモデル  
334 が利用可能であるところ、I P 網への移行の段階を踏まえ、どのようにモデル  
335 を適用すべきかについて検討を行った。

336 第9次 I P－L R I Cモデルの策定においては、メタル回線以外の加入者  
337 回線を含む設備構成を想定した見直しがなされ、経済比較又はそれに相当す  
338 る比較（加入者回線の選択ロジック）により、メタル回線を光回線に置き換える  
339 ことを可能としている。

340 当該選択ロジックの適用については、第一種指定電気通信設備を「高度で新  
341 しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成する」と  
342 いう L R I C方式の考え方に立脚すれば、モデル上の加入者回線は、実際に設  
343 置されている回線種別（メタル回線）に限定せず、より経済的な回線種別に置  
344 き換えることが適当と考えられるとした一方で、現に加入電話の加入者回線  
345 がメタル回線により構築されており、いずれメタル回線の維持限界が到来す  
346 ることが見込まれるものの、その時期が明らかにされておらず、また既存メタ  
347 ル回線の光回線への移行を瞬時に完了できるわけではないことを踏まえれば、  
348 第9次 I P－L R I Cモデルの適用に当たり、I P 網への移行期間中から直  
349 ちに光回線への置換えを行うことは現実的ではなく、まずは実際に設置され  
350 ている回線種別（メタル回線）に基づき接続料を算定することが妥当とした。

351 その上で、I P－L R I Cモデルを適用する場合における光回線への置換  
352 えについては、今後のメタル回線維持に係る N T T 東日本・西日本の対応や接  
353 続料の動向等を注視しつつ、仮に置換えを行った場合のユニバーサルサービ  
354 ス制度の在り方等も含めて検討を継続することが適当と考えられるとした。

355 これを受け、電話網の I P 網への移行後において、メタル I P 電話の接続料  
356 原価の算定を第9次 I P－L R I Cモデルにおいて行う場合に、同モデルに  
357 おけるメタル回線の光回線への置換えの適否について検討を行った。その際、  
358 今後のメタル回線維持に係る N T T 東日本・西日本の対応や接続料の動向等  
359 についても留意することとした。



361

## 362 第2節 意見及び考え方

## 363 1 事業者からの意見

364 事業者からは、主に以下の意見が出された。

365 &lt;IP-LRICモデルにおけるメタル回線の光回線への置換えの適否&gt;

366 ●令和4年度末時点で約1,300万回線残っているメタル回線について、現  
367 時点でアクセスマイグレーションを実施する具体的な切替計画はない。  
368 こうした状況は令和3年答申時から変化が生じているものではなく、次  
369 期算定期間においても、接続料の算定を光回線に置き換えることは設備  
370 実態と乖離した非現実的な想定であることから、「まずは実際に設置され  
371 ている回線種別（メタル回線）に基づき接続料を算定することが妥当」と  
372 考える。【NTT東日本・西日本】

373 ●LRIC方式は、現時点で利用可能な最も低廉で効率的な設備と技術を  
374 前提として通信網を構築した場合の費用を算定する方式であることから、  
375 本来は第9次IP-LRICモデルの加入者回線選択ロジックを適用す  
376 べき。【KDDI】

377 ●LRICモデルは、現時点で利用可能な最も低廉で効率的な設備技術を  
378 採用することが前提であることから、メタル回線について、收容局単位で  
379 経済比較又はそれに相応する比較を行った上で光回線に置換え可能とす  
380 ることは適当。【ソフトバンク】

381 &lt;メタル回線維持に関する状況変化&gt;

382 ●NTTから、情報通信審議会電気通信事業政策部会通信政策特別委員会  
383 において、メタル回線については令和17(2035)年頃に維持限界を迎え、

- 384           メタル設備の縮退は避けられない旨が説明されている。【KDDI】  
385           ●NTTの説明により、メタル回線については令和17(2035)年に維持限  
386           界を迎えることが明らかにされている。【ソフトバンク】  
387           ●NTT東日本・西日本は、光ファイバにより「光回線電話(光ファイバの  
388           みを敷設した方が低廉で効率的となる場合等において、メタル回線を再  
389           敷設せず光ファイバにより提供する「加入電話に相当する光IP電話)」  
390           や「ひかり電話ネクスト」といった音声単体サービスを提供するなど、メ  
391           タル回線から光回線へ移行している。【KDDI・ソフトバンク】  
392           ●現時点では、NTT東日本・西日本がアクセス回線をメタル回線から光回  
393           線にマイグレーションしていく具体的な計画を策定するには至っていな  
394           い。仮に計画をしたとして、マイグレーションを進める際には、大規模な  
395           利用者に対して丁寧に周知をしながら、メタル回線による音声サービ  
396           スからの移行対応を進めていくことになり、少なくとも次期の算定期間、こ  
397           の数年間レベルの短時間において、光回線に全て置き換わっていくとい  
398           うことは、現実的には想定されない。【NTT東日本・西日本】

## 399           2 委員からの意見

400           委員からは、主に以下の意見が出された。

- 401           <IP-LRICモデルにおけるメタル回線の光回線への置換えの適否>  
402           ●メタル回線で引かれている加入者回線を光回線に見直すとなると、NT  
403           SコストとTSコスト、基本料と通話料での負担割合がかなり変わると  
404           いうことが想定される。接続料を低廉化するという観点からは、TSコス  
405           トが小さい方を取ればいいが、基本料負担の部分、ユニバーサルサービ  
406           ス制度において交付金の算定対象となるものに手をつけずに、通話料・接  
407           続料が安くなるから光回線にみなしてよいのかということ、おそらくそう  
408           いうわけにはいかない。そのため、第9次IP-LRICモデルにおけるメ  
409           タル回線の光回線への置換えについては、ユニバーサルサービス政策委  
410           員会との意見交換を行ってからでないと、踏み切るのは難しいと思われ  
411           る。  
412           ●これからユニバーサルサービスをどう考えていくのかというのは非常に  
413           重要で、人口減少下でのユニバーサルサービスが一体何なのか考えてい  
414           かなければならない。(モデル上、)拙速に光回線にしてしまうと、今、メ  
415           タル回線で引いているところに、全部光回線を引くのかという印象を与  
416           えてしまうことを心配している。将来のユニバーサルサービスの望まし  
417           い姿はどのようなものなのかという点と併せて考えていくことが重要。  
418           ●NTT東日本・西日本は、今のところはメタル回線から光回線に置き換  
419           えることは、コスト的に見合わないから無理だという前提で説明してい  
420           ると考えるが、ワイヤレス固定電話の提供が可能な区域をもう少し広げ  
421           ることによって、よりコスト削減ができるということはないか。  
422           ●光回線を契約したが、ほぼ(インターネットサービスを)使っていないと

423 いう場合が相当あり、その受け皿として、今回、ひかり電話ネクストのよ  
424 うなプランも新設されたと理解。一方で、それに対して「アナログ回線に  
425 戻すとコストが安くなる」といったアナログ戻し助言のような消費者ト  
426 ラブルも頻発してきた。光回線を使わないのであれば加入電話に戻ると  
427 いう方向性もあると思っており、メタルIP電話について、ある程度長く  
428 サービス提供していただきたい。

429 <メタル回線維持に係る状況変化>

- 430 ●事業者から、(NTTが)メタル回線が令和17(2035)年に維持限界を迎  
431 えるとの説明をしていた旨の指摘があった。この点、令和3年答申からの  
432 事情変更という主張と考えられるがどうか。
- 433 ●NTT東日本・西日本において現時点でアクセス回線のマイグレイショ  
434 ンを実施する具体的な切替計画がないということだが、これは単に次の  
435 接続料算定期間のみ限定した意見なのか、あるいはしばらくその状況  
436 が継続するのか、もう少し具体的に示していただきたい。また、継続して  
437 具体的な切替計画に関する説明を行っていくのかどうか、併せて教えて  
438 いただきたい。<sup>12</sup>

### 439 3 考え方

440 IP-LRICモデルにおけるメタル回線の光回線への置換えについて、  
441 接続事業者からは、LRIC方式の前提や、メタル回線の維持等に関するN  
442 TTの説明を踏まえ、加入者回線の選択ロジックの適用による光回線への  
443 置換えを検討すべきとの意見があった。

444 他方、NTT東日本・西日本からは、現時点ではアクセス回線をメタル回  
445 線から光回線に移行していく具体的な計画の策定には至っておらず、この  
446 状況は令和3年答申時から変化が生じていないことから、次期算定期間  
447 においても、「まずは実際に設置されている回線種別(メタル回線)に基づき  
448 接続料を算定することが妥当」と考えるとの意見があった。

449 この点、LRICモデルにおける接続料原価算定において、メタル回線を  
450 光回線へ置き換える場合には、この置換えによる接続料原価への影響だけ  
451 でなく、基本料との負担割合や、ユニバーサルサービス制度において交付金  
452 の算定対象となるコストへの影響についても整理する必要がある。加えて、  
453 現在、メタル回線によりサービスを提供している地域の全てにおいて光回  
454 線への置換えを行うことが、実網におけるコスト効率やユニバーサルサー  
455 ビスの維持の観点から適切であるかどうかは明らかでない中、LRICモ  
456 デル上、拙速に光回線に置き換えて算定するとすれば、現在、実際にメタル  
457 回線を引いているところは、全て光回線に置換えを進めることが望ましい

<sup>12</sup> NTT東日本・西日本より、「少なくとも次期の算定期間、この数年間レベルの短時間において、光回線に全て置き換わっていくということは、現実的には想定されない」旨の回答があった。



458           とのメッセージとなることが懸念される。

459           以上を踏まえ、今般検討した接続料算定方法の適用期間においては、第9  
460           次IP-LRICモデルの適用に当たり、実際に設置されている回線種別  
461           （メタル回線）に基づき接続料を算定することが妥当である。

462           その上で、LRICモデルにおける光回線への置換えについては、今後の  
463           メタル回線の在り方に係る検討状況等を注視しつつ、仮に置換えを行った  
464           場合のユニバーサルサービス制度への影響等も含めて検討を継続すること  
465           が妥当である。

## 466 第4章 東西均一接続料の扱い

### 467 第1節 検討の背景及び検討事項

468 NTT東日本・西日本の加入電話・ISDNの接続料については、これまで、  
469 原則としては、NTT東日本・西日本はそれぞれ異なる第一種指定電気通信設  
470 備を設置する電気通信事業者として、各々の原価に基づき接続料を算定する  
471 ことが適当とした上で、東西別の接続料とした場合の東西格差は20%以上に  
472 達しており、利用者料金の地域格差が生じることへの懸念から東西均一接続  
473 料の維持に係る社会的要請があるととして、同額とする扱いが採られてきた。

474 令和3年答申では、IP網への移行期間中の東西均一接続料の扱いについ  
475 て検討を行い、第8次PSTN-LRICモデルと第9次IP-LRICモ  
476 デルを併用した場合における、東西別と東西均一の場合の各々の接続料試算  
477 結果を踏まえ、東西別接続料への是正は、負担の変動が依然大きいため現実的  
478 ではないと言わざるを得ないとした。

479 一方で、今後、IP網への移行完了後の接続料算定方法の導入を見据え、接  
480 続料が本来は東西別で設定されるべきものであることを念頭に、東西別接続  
481 料への是正について検討を行っていく必要があるとした。

482 以上を踏まえ、メタルIP電話の接続料を東西別とすべきか、あるいは、引  
483 き続き、東西均一とすべきかについて検討を行った。あわせて、ひかり電話の  
484 接続料が東西別であることから、ひかり電話の接続料との加重平均等により  
485 算定する「同一の接続料」が、東西別となることの適否についても検討を行っ  
486 た。

### 487 第2節 意見及び考え方

#### 488 1 事業者からの意見

489 事業者からは、主に以下の意見が出された。

- 490 ●東西別接続料とする場合には、通信市場や利用者への影響を踏まえた観  
491 点からの検討が必要。【NTT東日本・西日本】
- 492 ●本来、接続料は事業者固有のコストに基づいて設定されるべきものであ  
493 るため、メタルIP電話固有部分やNGN部分（共通部分、ひかり電話固  
494 有部分等）含め、IP網への移行後の「同一接続料」については、東西別  
495 の接続料を設定すべき。ただし、メタルIP電話固有部分に東西別の接続  
496 料を設定することで、「同一接続料」の東西格差が大きくなる場合には、  
497 公正競争や利用者料金への影響等も考えられることから、メタルIP電  
498 話固有部分について、引き続き東西均一接続料を適用することはあり得  
499 る。【KDDI】

- 500 ●各々の業務区域における接続料は個別算定が原則であることから、利用  
 501 者料金の地域格差や公正競争上の懸念が明らかに生じると想定される場  
 502 合を除き、メタルIP電話の接続料は個別に設定し、ひかり電話の接続料  
 503 (現行：東西別接続料)との加重平均により算定する「同一の接続料」も  
 504 東西別とすることが本来あるべき形。【ソフトバンク】
- 505 ●NTT東日本・西日本のメタルIP電話の接続料については、本来、別会  
 506 社であることから、東西別とすべきと考えるが、東西均一としてきた経緯  
 507 を鑑みると、今般の試算において、接続料の東西格差が生じている状況に  
 508 変化は見られないこと及び令和3年答申では、東西格差が拡大する傾向  
 509 にあることから、東西均一を継続すべきと考える。【トークネット】
- 510 ●NTT東日本・西日本資料の試算において、ユニバーサルサービスである  
 511 メタルIP電話の固有部分を東西別接続料とした場合における、ひかり  
 512 電話と加重平均後の接続料の東西差(比率)は、これまでの加入電話・メ  
 513 タルIP電話接続料の検討時における試算(東西別接続料とした場合の  
 514 試算)と同様に大きいと考える。メタルIP電話固有部分においては、IP  
 515 網への移行前後で状況に変化がないことから、客観的にみて、メタルIP  
 516 電話固有部分の接続料については、これまでの整理(東西均一)でよい  
 517 のではないか。【オプテージ】
- 518 ●仮に東西別に接続料が設定された場合においても、NTT東日本・西日本  
 519 資料の試算の水準からは利用者料金にまで影響を及ぼすものではないと  
 520 想定。【オプテージ】

521 【令和5年度認可接続料に基づく試算(3分当たりの接続料)  
 522 (第67回接続政策委員会 NTT東日本・西日本説明資料)】

	東西			東西差 (西/東)
		東日本	西日本	
①メタルIP電話(固有部分) <small>現行制度における 均一料金の対象</small>	6.12	5.43*	6.80*	1.25倍
②ワイヤレス固定電話(固有部分)	-	-	-	-
③ひかり電話(固有部分)	-	0.07	0.06	0.91倍
④共通部分	-	1.10	1.23	1.11倍
同一接続料(①②③の加重平均額+④)	-	3.48	4.19	1.20倍

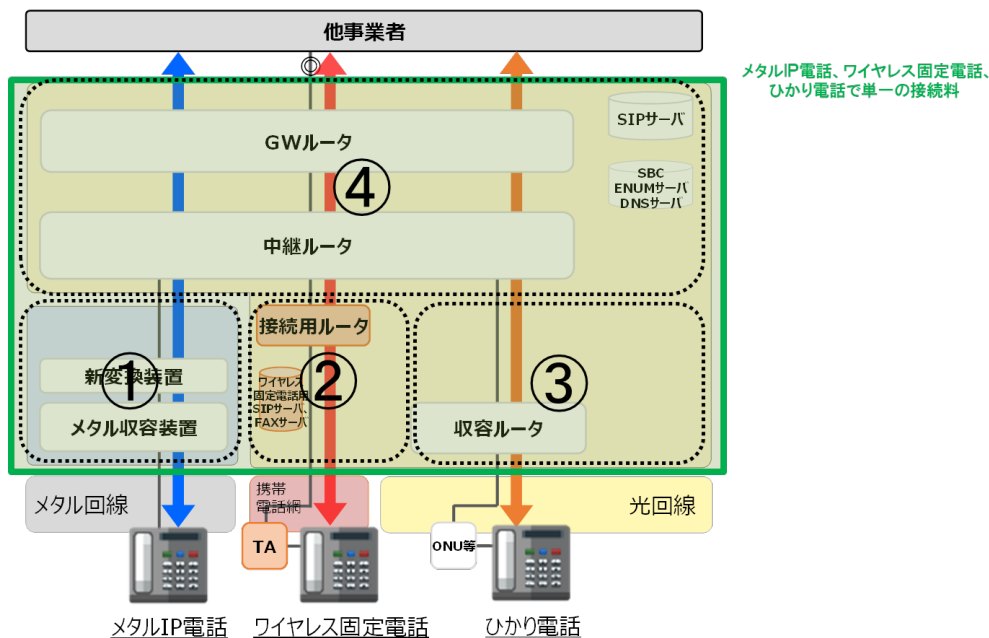
523 ※①メタルIP電話(固有部分)の東日本・西日本単金については、2023年3月8日に総務大臣より通知を受けたモデルにより試算

524  
525

【上記試算において「①メタルIP電話（固有部分）」の接続料を「東西均一」とした場合の試算】

	東日本	西日本	東西差(西/東)
①メタルIP電話(固有部分)	6.12	6.12	1.00倍
②ワイヤレス固定電話(固有部分)	-	-	-
③ひかり電話(固有部分)	0.07	0.06	0.91倍
④共通部分	1.10	1.23	1.11倍
同一接続料(①②③の加重平均額+④)	3.78	3.90	1.03倍

526



527

528 2 委員からの意見

529

委員からは、主に以下の意見が出された。

530

- 加入電話のトラヒックが減少する中でユニバーサルサービスを維持していくために、従来どおり、東西均一接続料を続けるのは理にかなっている。一方で、NTT東日本とNTT西日本は別会社であり、それぞれのコストに見合った接続料とすることも理にかなっている。どちらがより望ましいかという判断は難しいが、接続事業者の視点に立つと、東西別の接続料が採用されたときに、利用者の料金が東西で大きく変わらなければ、東西別接続料でもよいのではないかと。ただし、一度、東西別接続料とすると、もう一度東西均一接続料に戻すのは難しいと思われるため、東西別接続料が望ましいとするのであれば、ユニバーサルサービスに影響がないことを確認した上で実施すべき。

531

532

533

534

535

536

537

538

539

- 540 ●東西両方で均等にトラヒックがある事業者では影響が少ないのかもしれないが、東日本地域や西日本地域で主にサービスをしている事業者に対する影響がどうなるか。ヒアリングや試算によって影響を確認して、検討していかなくてはならない。
- 541
- 542
- 543
- 544 ●既にひかり電話は東西別の接続料であり、データに係る接続料についても基本的に東西別になっている。
- 545
- 546 ●IP網への移行後における東西均一接続料の扱いについては、メタルIP電話とひかり電話を組み合わせた同一の接続料にするという状況も踏まえて、また、東西格差がどれくらいになるのかということも踏まえて検討していくことになるのではないかと考える。
- 547
- 548
- 549
- 550 ●加入電話の接続料を東西均一としてきたこれまでの検討経緯や制度的対応も踏まえると、メタルIP電話固有部分を東西別接続料とした場合の試算において、ひかり電話と加重平均後の接続料に東西差（1.20倍）が生じるように、接続料の東西格差が継続する状況下では、現行制度の趣旨等に基づくと、東西均一接続料の維持が妥当と考える。もちろん永続的に東西均一とすべきと考えるものではないが、東西別接続料とした場合の接続事業者を含めた影響はかなり大きいと思われるため、その点を慎重に考え、東西均一接続料を維持することは適切な対応であると考えている。
- 551
- 552
- 553
- 554
- 555
- 556
- 557
- 558 ●今までの経緯を見ると、本来は東西別接続料が望ましいと考えるが、今回のヒアリングでは、仮に東西別に接続料が設定された場合でも最終的な利用者料金への影響がそれほど大きくないと想定する意見があった一方で、東西別接続料とした場合の試算において、東西格差がこれまでと同様に大きいと考えられるという意見や、実際に東西均一接続料から東西別接続料へ変更した場合、それに伴う混乱等があるのではないかとといった点を考慮すると、現時点では、東西別接続料にすべき積極的な理由はなく、東西均一接続料を維持したほうが良い。
- 559
- 560
- 561
- 562
- 563
- 564
- 565

### 566 3 考え方

567 NTT東日本・西日本の各々の業務区域における第一種指定電気通信設備との接続に関する接続料は、個別に算定・設定されることが原則である。

568

569 一方、これまで、加入電話／メタルIP電話の接続料においては、利用者料金の地域格差が生じることへの懸念から東西均一接続料の維持に係る社会的要請があるとして、NTT東日本とNTT西日本の接続料について同額とする扱いが採られてきた（ひかり電話は東西別接続料である。）。

570

571

572

573 NTT東日本・西日本からは、メタルIP電話固有部分を東西別接続料とする場合には、通信市場や利用者への影響を踏まえた観点からの検討が必要との意見があった。KDDIからは、本来、接続料は事業者固有のコストに基づいて設定されるべきであり、東西別とすべきであるが、東西別接続料を設定することで、ひかり電話の接続料との加重平均により算定する「同一の接続料」について東西格差が大きくなる場合には、公正競争や利用者料金

574

575

576

577

578

579 への影響等も考えられることから、メタルIP電話固有部分について、引き  
580 続き東西均一接続料を適用することはあり得るとの意見があった。ソフト  
581 バンクからは、各々の業務区域における接続料は個別算定が原則であるこ  
582 とから、利用者料金の地域格差や公正競争上の懸念が明らかに生じると想  
583 定される場合を除き、メタルIP電話の接続料は個別に設定し、「同一の接  
584 続料」も東西別とすることが本来あるべき形であるとの意見があった。

585 また、メタルIP電話固有部分を東西別接続料とした場合におけるひか  
586 り電話と加重平均後の接続料の試算に基づき、東日本地域や西日本地域を  
587 主たる業務地域とする事業者へ影響を確認したところ、事業者からは、東西  
588 格差が生じる状況にこれまでと変化はみられないことから、これまで東西  
589 均一接続料としてきた経緯に鑑み、メタルIP電話固有部分について東西  
590 均一接続料を継続すべきとの意見があった。

591 以上を踏まえ、今般の試算のように接続料の東西格差が継続することが  
592 見込まれる中で、東西別接続料とした場合には、接続事業者を含めて大きな  
593 影響が生じるおそれがあることから、現行制度の趣旨も踏まえ、今般検討し  
594 た接続料算定方法の適用期間においては、メタルIP電話固有部分につい  
595 て東西均一接続料を継続することが適当である。なお、ひかり電話の接続料  
596 との加重平均等により算定する「同一の接続料」については、ひかり電話の  
597 接続料が東西別であることから東西別となるが、これによる東西格差につ  
598 いては、試算のように、ひかり電話の接続料の東西格差の範囲内に収まるこ  
599 とから支障は生じないと考える。

600 一方で、接続料が本来は東西別で設定されるべきものであることを踏ま  
601 え、メタルIP電話固有部分の接続料における東西別接続料への是正につ  
602 いて、引き続き検討を行っていくことが必要である。

## 603 第5章 接続料算定方法の適用期間

### 604 第1節 検討の背景及び検討事項

605 これまで、加入電話・ISDNの接続料算定方法に係る検討は、主にLRIC  
606 Cモデルの適用に係るものであり、接続料算定方法の適用期間についてはLR  
607 RICモデルの適用期間として検討され、多くの場合、3年間としてきた。

608 適用期間を概ね3年間としてきた経緯として、LRICモデルは、新規参入  
609 者が現時点で利用可能な最も低廉で効率的な設備と技術を前提として、現在  
610 需要を賄う通信網を構築した場合をモデル化して費用を算定するものである  
611 ため、必要に応じて適宜見直しを行うことにより、最新の技術をモデルに適用  
612 することが望まれる一方で、制度の安定性を確保する観点や、接続事業者にお  
613 ける事業運営の中期的な展望・予見性の確保の観点からは、算定方法の過度に  
614 頻繁な変更は好ましくないといった事情を踏まえてきた。

615 平成31年度からの加入電話・ISDNの接続料算定における検討では、P  
616 STNからIP網への移行など、PSTN及びNGNを取り巻く環境は時々  
617 刻々と変化していくことが見込まれており、これに伴い、PSTN接続料の水  
618 準は年々上昇を続ける可能性があり、また、接続事業者によるPSTNへの接  
619 続動向も変化していくことが想定されるため、柔軟な対応を可能とする観点  
620 から次期適用期間を長期とすることは望ましくないとの事情も踏まえ、適用  
621 期間を3年間（令和3年度まで）とした。

622 令和3年答申においては、令和4年度以降の加入電話／メタルIP電話の  
623 接続料算定方法の適用期間について検討を行い、IP網への移行予定を踏ま  
624 え、IP接続への接続ルート切替えの完了が予定されている令和6年12月ま  
625 でとすることが適当とされた。

626 以上を踏まえつつ、今般の検討においても、IP網へ移行後の接続料算定方  
627 法の適用期間について検討を行った。

### 628 第2節 意見及び考え方

#### 629 1 事業者からの意見

630 事業者からは、主に以下の意見が出された。

- 631 ●全ての事業者が対称・対等な接続関係となるIP網移行後においては、規  
632 制対応や運用に係るコストを最小化する観点からも、本来、全ての事業者  
633 が一律・公平に「ビル&キープ方式<sup>13</sup>」を用いることが適当。全ての事業  
634 者が「ビル&キープ方式」に移行するまでの間は、これまでどおり、音声  
635 接続料による事業者間精算が必要になると認識しており、その際に用い

<sup>13</sup> 音声接続において発信側の電気通信事業者が着信側の電気通信事業者に支払う接続料を相互に支払わないこととする事業者間精算方式。

636 る接続料の算定方法については、規制対応や運用に係るコストを最小化  
637 する観点から、当面（少なくとも3年以上）は次期接続料算定方法の適用  
638 を継続することとし、市場環境・技術動向等に著しい変化が生じた際に見  
639 直すことが適当。【NTT東日本・西日本】

640 ●適用期間は、これまでおおむね3年間であり、適用期間を変更すべき特段  
641 の事由もないことから、今回の適用期間も同様に3年間とすることが妥  
642 当。年度単位で区切ることが望ましいため、令和7年1月から令和10年  
643 3月までの3年3か月の期間が適当。【KDDI】

644 ●従来の適用期間と同様に、基本は3年間とすることが適当。次期適用期間  
645 については令和7年1月から令和10年3月まで（3年3か月）とすることが  
646 適当。なお、メタル回線の廃止状況等、接続料を取り巻く環境に変化が  
647 生じた場合には、上記3年間の適用期間を待たず見直しを行うべき。特に、  
648 IP網へ移行後のLRICモデルにおける加入者回線の取扱いについて、  
649 実際のメタル回線廃止の状況を考慮し、次期算定においては光回線への  
650 置換えを行わないと整理された場合は、NTT東日本・西日本におけるメ  
651 タル回線廃止の状況について少なくとも毎年度の接続料算定の際に確認  
652 し、メタル回線廃止の状況を踏まえ適宜接続料の算定方法を見直すこと  
653 が適当。【ソフトバンク】

654 ●令和7年1月から同年3月までの接続料は、実務上の観点から、令和6年  
655 4月から同年12月までの期間に適用される接続料を暫定的に適用した上  
656 で、令和7年度の接続料と併せて、令和7年1月から令和8年3月までの  
657 1年3か月分の接続料として設定（令和7年1月から同年3月までの分  
658 は遡及精算）することが適当。接続料の算定に当たっては、NTT東日本・  
659 西日本の会計実績整理、資産及び費用の整理の手順の通知<sup>14</sup>、事業者から  
660 のLRICモデル入力値の提案募集、審議会への諮問や意見募集等の  
661 様々なプロセス等が必要であり、年度単位で実施することが制度の前提  
662 と認識。そのため、令和7年1月から同年3月までの3か月間分を個別に  
663 算定（年に2回算定・認可申請）することは、実務的に非常に困難。【N  
664 TT東日本・西日本】

## 665 2 考え方

666 接続料算定方法の次期適用期間について、事業者からは、これまでの多く  
667 の場合と同様に3年間を基本とすべきとの意見に加えて、メタル回線の廃  
668 止状況等、接続料を取り巻く環境に変化が生じた場合には3年間を待たず  
669 見直しを行うべきとの意見や、規制対応や運用に係るコストを最小化する  
670 観点から少なくとも3年以上とし、市場環境・技術動向等に著しい変化が生  
671 じた際に見直すこととするべきとの意見があった。

<sup>14</sup> 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第33条第5項に規定する機能に関して、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第6条第1項の規定に基づき通知。



672 これらの意見を踏まえ、IP網への移行後の接続料算定方法の適用期間  
673 は、環境の変化に柔軟な対応を可能とする観点から、従来と同様に3年間と  
674 することが考えられる。この際、接続料の改定が概ね事業年度単位を基本と  
675 して行われてきたことから、適用期間を令和7年1月から令和10年3月ま  
676 での3年3か月とすることが適当である。

677 また、NTT東日本・西日本から、令和7年1月から同年3月までの3か  
678 月間分の接続料を個別に算定することは実務的に非常に困難であるとの意  
679 見があった。これが全く不可能であるとまでは言えないものの、NTT東日  
680 本・西日本における規制対応コストをいたずらに増大させないという観点  
681 から、令和7年1月から同年3月までの接続料については、令和6年4月か  
682 ら同年12月までに適用される接続料を暫定的に適用した上で、令和7年度  
683 の接続料の改定と合わせて、令和7年1月から令和8年3月までの1年3  
684 か月分の接続料を算定し、令和7年1月から同年3月までの分は遡及精算  
685 することもやむを得ない。なお、接続事業者の予見可能性の観点から、令和  
686 6年12月までにNTT東日本・西日本から接続事業者に対し、接続料に係  
687 る予測値の開示等が行われることが望ましい。

## 688 第6章 その他の検討事項

689 第2章から第5章までの検討事項に加えて、IP網への移行後の音声接続  
690 料の在り方について検討を要する事項として、NTT東日本・西日本から提案  
691 のあった事項について検討を行った。

### 692 第1節 LRICモデルの運用プロセスの簡素化

693 NTT東日本・西日本より、LRIC方式の運用には多くのコストを要して  
694 おり、

695 ●従来のように3年間を周期としたLRICモデルの見直しを行うのでは  
696 なく、市場環境・技術動向等の変化が生じた際に、必要に応じて見直すよ  
697 うにする

698 ●LRICモデルの入力値は、数百ものパラメータがあるものの、近年、大  
699 きな変化がないものも多いため、そのようなものは、市場環境・技術動向  
700 等の変化が生じた際に、必要に応じて見直すようにする

701 のような簡素化が必要と提案があった。このうち、LRICモデルの入力値の  
702 見直しの扱いについて、検討を行った。

#### 703 1 事業者からの意見

704 事業者からは、主に以下の意見が出された。

705 ●NTT東日本・西日本が提案するLRICモデルの入力値のうち、次の①  
706 ②のようなものについては、毎年度の更新を行わず固定的とすることが  
707 合理的であると考え。なお、固定的としたのちも、①及び②の観点にお  
708 いて、著しい変化が生じると考えられる場合においては、更新を行うこと  
709 も可能と考える。【NTT東日本・西日本】

710 ①採用値の増減がみられないもの（直近5年間の増減を考慮等）

711 ②接続料原価に与える影響が限定的なもの

712 ●LRICモデルの入力値のうち、メタルケーブル投資単価について、令和  
713 4年度適用接続料における採用値を継続（固定）した場合、令和5年度適  
714 用接続料原価の変動率（増減率）は0.0004%であり、影響は軽微である  
715 と考える。また、道路占用料や通信設備使用料については、接続料原価に  
716 占める割合が1%未満となっており、接続料原価全体に与える影響は軽  
717 微と考える。【NTT東日本・西日本】

#### 718 2 委員からの意見

719 委員からは、主に以下の意見が出された。

720 ●事業者から提案のあった簡素化等の見直しは、適宜、考えていかなければ  
721 ならない。例えば、四半期単位の実績トラヒックのホームページでの開示  
722 義務については、ほぼ見られていないのにやらなければならないという

- 723            のは労力の無駄。このような点は適宜見直していくというのは良いこと  
724            であり、事業者からも適宜指摘いただけると良い。
- 725            ●事業者から提案のあった、メタルケーブル投資単価の採用値の対前年増  
726            減率は、0%台がほとんどである一方で、マイナス2.6%、マイナス2.  
727            7%といった数値が散見され、これは、接続料に有意な影響を与え得るの  
728            ではないか。そのような場合には特別にLRICモデル入力値の更新を  
729            行うことも可能という説明であったが、このような著しい変化が生じる  
730            と考えられる場合というのは、LRICモデル入力値の提案募集を受け  
731            て、提案をしたから分かるようなものではなく、事業者において今年の変  
732            動が起きそうだといったことをあらかじめ把握できるような性格のもの  
733            か。<sup>15</sup>
  - 734            ●「直近5年間の増減を考慮」の「5年」という期間はどのような判断基準  
735            で示されたのか。「著しい変化が生じると考えられる場合」について、ど  
736            の程度の変化になれば「著しい」という判断をするのか。NTT東日本・  
737            西日本には、その判断に当たってかなりの裁量が発生するため、適宜説明  
738            を行う必要があるのではないかと。<sup>16</sup>
  - 739            ●LRICモデルの入力値については、募集・採用方法等、かなりテクニカル  
740            な点があるため、NTT東日本・西日本からの提案について、採用する  
741            に値するかに関する詳細な事項については、長期増分費用モデル研究会  
742            において検討してはどうか。

### 743            3    考え方

744            LRICモデルの入力値については、令和3年答申において、通信量につ  
745            いては「令和3年度までに引き続き、「前年度下期と当年度上期の通信量を  
746            通年化したもの」を予測してモデルへの入力値とすることが適当」、通信量  
747            以外の入力値については「令和3年度までに引き続き、事業者の経営上の機  
748            密への配慮と、透明性・公開性の確保の双方に十分に配慮しつつ、必要に応  
749            じて総務省において毎年度の接続料算定時に見直し、可能な限り最新のデー  
750            ータを用いることが適当」としている。

751            今般、NTT東日本・西日本から、LRICモデルの入力値には、近年、  
752            大きな変化がないものも多く、直近5年間において採用値の増減がみられ

---

<sup>15</sup> NTT東日本・西日本より、「最終的に採用されるLRICモデル入力値は、当社以外の事業者も含めて提案される値の中からどういったものが採用されるかは予測しづらい。しかしながら、少なくとも当社が提案するLRICモデル入力値は、当社の事業に係る数値であり、前年からの変動幅は一定程度見込めると考えている」旨の回答があった。

<sup>16</sup> NTT東日本・西日本より、「『直近5年間』を特段有意な期間として考えているものではなく、期間については御議論があるところかと思っている、同様に、『著しい変化』についても様々な考え方があり、接続料原価あるいは接続料水準にどの程度の影響があったときに著しい変化とみなすかという点について御議論・御検討いただければと考えている」旨の回答があった。

753 ないものや、接続料原価に与える影響が限定的なものについては、毎年度の  
754 更新を行わず固定的とすることが合理的であり、固定的とした後に著しい  
755 変化が生じると考えられる場合には更新を行うことも可能とすべきとの意  
756 見があった。

757 この点、固定的とすることが適切な期間や、(仮に「固定的」とした場合  
758 に) N T T 東日本・西日本がどのような方法で「著しい変化が生じる」と判  
759 断して更新を提案するのか、どの程度の変化を「著しい」とするのか、ある  
760 いは、接続料原価に有意な影響を与え得るものと判断するのかという点に  
761 ついて、更なる検討が必要である。

762 これまで「(前略) 必要に応じて総務省において毎年度の接続料算定時に  
763 見直し、可能な限り最新のデータを用いることが適当」とされてきたことも  
764 踏まえ、N T T 東日本・西日本から固定的とすべきとの意見のあった入力値  
765 を含め、総務省において毎年度の見直しの必要性について上記観点も踏ま  
766 えて検討することとし、その際、L R I Cモデルの入力値は事業者への募集  
767 や採用値の決定方法等において技術的・専門的な点が多いことから、詳細な  
768 検討を要する場合には、長期増分費用モデル研究会等において行うことが  
769 適当である。

## 770 第2節 四半期単位の実績トラヒックのホームページ開示義務の見直し

771 接続料に関し、接続事業者の予見性を高められる措置の実施について要望  
772 があったことを受け、平成17年3月、総務省より、NTT東日本・西日本に  
773 対して「通信量動向が接続料算定に与える影響が甚大であることにかんがみ、  
774 貴社において、少なくとも四半期ごとに交換機を経由する通信時間及び通信  
775 回数の最新データを公表すること」との要請を実施し、現在まで同社ホームペ  
776 ージにおいて開示されている。

777 NTT東日本・西日本より、前述の四半期単位の実績トラヒックのホームペ  
778 ージ開示義務について、これまでトラヒックは一貫して減少し続けており、四  
779 半期単位に傾向が変化するものではないことや、ホームページの閲覧数も僅  
780 かであることから、トラヒックの開示は、年度単位（毎年度の認可申請時）に  
781 見直しをしてほしいとの提案があった。

### 782 1 事業者からの意見

783 事業者からは、主に以下の意見が出された。

- 784 ●開示情報の閲覧件数は2、3件／週となっている。実績トラヒックの情報  
785 開示月（1月・4月・7月・10月）とそれ以外の月における閲覧件数に  
786 顕著な差がなく、全体の閲覧件数も僅少であることから、開示頻度を「四  
787 半期単位」から「年度単位」に見直していただきたい。【NTT東日本・  
788 西日本】
- 789 ●開示の回数を減らした場合、開示の都度発生する工程、それに伴うコスト  
790 や稼働は一定削減されるため、開示の回数が減ることについては非常に  
791 意義があると考えている。加えて、開示する情報の内容や粒度について、  
792 現在四半期単位でトラヒックのデータを開示しているが、この四半期単  
793 位というデータの粒度が本当に必要とされているかどうかについても、  
794 改めて議論をいただきたい。【NTT東日本・西日本】

### 795 2 委員からの意見

796 委員からは、主に以下の意見が出された。

- 797 ●事業者から提案のあった簡素化等の見直しは、適宜、考えていかなければ  
798 ならない。例えば、四半期単位の実績トラヒックのホームページでの開示  
799 義務については、ほぼ見られていないのにやらなければならないという  
800 のは労力の無駄。このような点は適宜見直していくというのは良いこと  
801 であり、事業者からも適宜指摘いただけると良い。（再掲）
- 802 ●四半期ごとの開示を年度に変更するとどれほどコスト削減になるか。年  
803 4回と年1回のコストの差は僅かで、わざわざ見直すほどのことでもな  
804 いのではないか。「見られていないから、必要ではない」というものでも  
805 なく、開示していることが、透明性の証明でもある。特にトラヒックは接  
806 続料算定の基礎になるものであるため、開示コストが大きくないなら、現

- 807 行のままでもよいのではないか。
- 808 ●突発的な災害等によりトラヒックが増加するようなケースもあり得るため、開示する実績トラヒックを年度単位の情報にしてしまうとその影響
- 809 が読みにくくなってしまう。統計データとしては四半期単位か、より細かい
- 810 データが欲しい。それをタイムリーに用意するのが難しいということ
- 811 であれば、開示頻度は年1回にしてもよいと考える。
- 812 ●実績トラヒック開示の頻度を年4回から年1回に変更した場合のコスト
- 813 はどのようになるか。開示の都度発生するコストだけではなく、固定的な
- 814 コスト等を含めて考えた場合のコストについては、開示の頻度を年4回
- 815 から年1回にした場合、コストが4分の1になるというものではないの
- 816 ではないか。
- 817 ●開示の頻度が下がるということは、一つには透明性がそれだけ低下し、も
- 818 う一つは予見性の面でも下がると考えられる。接続料を予見しなければ
- 819 ならない側の接続事業者には別途トラヒックを開示するのか。開示され
- 820 たトラヒックを閲覧している件数は、週2、3件で僅かということだが、
- 821 これは透明性の問題だと思われる。もう一つの予見性という観点では、接
- 822 続事業者にとっての予見性の担保についてどう考えているか<sup>17</sup>。
- 823 ●更新頻度が年1回になって差し支えないか等の点については、接続事業
- 824 者にもかなり影響すると思われるため、接続事業者の意見も聞いてはど
- 825 うか。
- 826 ●接続事業者からは、「年1回で差し支えない」という意見が大半であり、
- 827 接続事業者が本当に欲しい情報で、NTT東日本・西日本が提供できる情
- 828 報は何かということについては、考える余地がある。
- 829

### 830 3 考え方

831 接続料算定の基礎たるトラヒックについては、接続料の算定に必要な範

832 囲で網使用料算定根拠においても開示されており、一定の透明性は確保さ

833 れている。また、NTT東日本・西日本による四半期単位の実績トラヒック

834 の開示については、これまで加入電話・ISDNのトラヒックの減少による

835 接続料の変動に関し、接続事業者の予見性、接続料の透明性の確保に一定の

836 役割を果たしてきたと考えられる。

837 今般、NTT東日本・西日本から、これまでトラヒックは一貫して減少し

838 続けており、四半期単位に傾向が変化するものではないことや、ホームペー

839 ジの閲覧数も僅かであることから、開示に係るコストも踏まえ、開示頻度を

840 「四半期単位」から「年度単位」に見直すとともに、開示する情報の内容や

---

<sup>17</sup> NTT東日本・西日本より、「透明性、予見性の双方を確保していくべきと考える。現在開示しているトラヒックのデータは、接続事業者も閲覧でき、今後、このデータの開示の頻度及び情報の粒度を見直していく際には、とりわけその情報の中身について、接続事業者の予見性確保のために、どういった情報が必要かという点についても、接続事業者の意見を伺いながら考えていく」旨の回答があった。

841 粒度についても見直すべきとの提案があった。

842 この点について、ほぼ閲覧されていないのに開示が義務付けられている  
843 のは労力の無駄であるため見直していくべきとの意見、年4回と年1回の  
844 開示によるコストの差と比べて接続事業者の予見性や接続料の透明性が低  
845 下することを懸念する意見の双方が見られた。また、突発的な災害等による  
846 影響を把握するため、開示内容としては四半期単位を維持すべきとの意見  
847 もあった。

848 そこで、接続事業者への影響について接続事業者に意向を調査したとこ  
849 ろ、大半の事業者が開示頻度について「年1回で差し支えない」、開示内容  
850 について「年度単位のトラヒックで差し支えない」という意見であった（調  
851 査結果は資料編の資料5のとおり。）。

852 以上を踏まえ、現在の四半期単位の開示については、接続事業者の予見性  
853 を高めるために継続すべきとは言えないことから、開示頻度を「年度単位」  
854 とし、開示内容についても「年度単位」とすることが適当である。

855 その上で、一部の接続事業者からは、予見可能性について、接続約款変更  
856 認可申請を可能な限り早期に実施すべき等の意見があったところ、NTT  
857 東日本・西日本及び総務省においては、接続事業者の予見可能性の観点から  
858 も、年度内に次年度の接続料を認可できることを念頭に、接続料の改定に必  
859 要な行政手続を適切なスケジュールで進めていくことが適当である。また、  
860 トラヒックの変動の傾向に大きな影響があると見込まれる事態等が発生し  
861 た場合には、適切な情報開示の要請を検討するなど、総務省が状況を注視し  
862 ていくことが適当である。

## 863 第7章 おわりに

864 本報告書は、令和5年10月に総務大臣より諮問された「IP網への移行後  
865 の音声接続料の在り方」について検討を行い、その結果を取りまとめたもので  
866 ある。

867 総務省においては、本報告書の整理に沿って、速やかに、所要の制度整備等  
868 を行うことが適当である。当該制度整備等を行った後も、事業者間の競争環境  
869 等を踏まえ、必要に応じ、制度等の見直しを行っていくことが適当である。

870 また、NTT東日本・西日本においては、電話網のIP網への移行後（令和  
871 7年1月以降）のメタルIP電話等の音声接続料の算定等に当たり、本報告書  
872 の整理を踏まえ所要の措置を講じることが適当である。



873

## 資料編

874

## 電気通信事業政策部会 名簿

875

(令和5年4月1日現在 敬称略)

	氏名	主要現職
部会長	もりかわ ひろゆき 森川 博之	東京大学 大学院 工学系研究科 教授
部会長代理	おかだ ようすけ 岡田 羊祐	成城大学 社会イノベーション学部 教授
委員	あさかわ ひでゆき 浅川 秀之	株式会社日本総合研究所 主席研究員／プリンシ パル
委員	あらまき ともこ 荒牧 知子	公認会計士
委員	いしい かおり 石井 夏生利	中央大学 国際情報学部 教授
委員	えさき ひろし 江崎 浩	東京大学 大学院 情報理工学系研究科 教授
委員	おおはし ひろし 大橋 弘	東京大学 副学長／公共政策大学院 教授／大学 院 経済学研究科 教授
委員	たかはし としえ 高橋 利枝	早稲田大学 教授／ケンブリッジ大学 「知の未来」研究所 アソシエイト・フェロー

876

877

## 接続政策委員会 名簿

878

(令和5年7月18日現在 敬称略)

	氏名	主要現職
主査 専門委員	あいだ ひとし 相田 仁	東京大学 名誉教授
主査代理 専門委員	やました はるこ 山下 東子	大東文化大学 経済学部 教授
委員	もりかわ ひろゆき 森川 博之	東京大学 大学院 工学系研究科 教授
専門委員	たかはし まさる 高橋 賢	横浜国立大学 大学院 国際社会科学研究院 教授
専門委員	ないとう しゅうこ 内藤 周子	弘前大学 人文社会科学部 准教授
専門委員	にしむら のぶふみ 西村 暢史	中央大学 法学部 教授
専門委員	にしむら まゆみ 西村 真由美	公益社団法人全国消費生活相談員協会 IT 研究会 代表
専門委員	はしもと さとる 橋本 悟	青森公立大学 経営経済学部 経済学科 教授

879

880

881

882

諮 問 第 1 2 3 7 号

令 和 5 年 1 0 月 2 日

883 情報通信審議会

884 会長 遠藤 信博 殿

885

総務大臣 鈴木 淳司

886

諮 問 書

887

下記について、別紙により諮問する。

888

記

889

I P 網への移行後の音声接続料の在り方

890

891 諮問第 1237 号

892 I P 網への移行後の音声接続料の在り方

893 1 諮問理由

894 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日  
895 本・西日本」という。）が提供する加入電話については、公衆交換電話網（以  
896 下「PSTN」という。）の設備（中継交換機・信号交換機）が、令和7年頃  
897 に維持限界を迎える中で、令和4年度以降、PSTNからI P 網へ疎通ルート  
898 の切替えが進められている。

899 情報通信審議会答申「I P 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方  
900 最終答申」（令和3年9月）では、I P 網への移行後の音声接続料について、  
901 「I P 網への移行後、第一種指定電気通信設備制度の下で、メタルI P 電話と  
902 ひかり電話の接続料は同一の接続料として算定することが適当」とされたと  
903 ころである。

904 また、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を  
905 改正する法律（令和2年法律第30号）の施行（令和3年4月1日）を受けて、  
906 NTT東日本・西日本は、ワイヤレス固定電話の提供開始を令和5年度第4四  
907 半期以降に予定している。情報通信審議会答申「固定電話を巡る環境変化等を  
908 踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」（令和4年9月）では、  
909 「電話網のI P 網への移行後、ワイヤレス固定電話の接続料は、メタルI P 電  
910 話及びひかり電話と同一の接続料として算定することが適当」とされたとこ  
911 ろであり、これらを踏まえ、具体的な算定方法について検討を行う必要がある。

912 以上により、I P 網への移行後（令和7年1月以降）の音声接続料の在り方  
913 について、諮問するものである。

914 2 答申を希望する事項

915 I P 網への移行後の音声接続料の在り方

916 3 答申を希望する時期

917 令和6年5月目途

918 4 答申が得られたときの行政上の措置

919 今後の情報通信行政の推進に資する。

	開催日・開催方法	議題等
電気通信事業政策部会 (第 68 回)	令和 5 年 10 月 2 日 ※オンライン会議	「IP 網への移行後の音声接続料の在り方」について（諮問事項に係る議論）
接続政策委員会 (第 66 回)	令和 5 年 10 月 11 日 ※オンライン会議	「IP 網への移行後の音声接続料の在り方」について (諮問事項に係る議論)
接続政策委員会 (第 67 回)	令和 5 年 11 月 1 日 ※オンライン会議	「IP 網への移行後の音声接続料の在り方」について (事業者ヒアリング)
接続政策委員会 (第 68 回)	令和 5 年 12 月 13 日 ※オンライン会議	「IP 網への移行後の音声接続料の在り方」について (事業者ヒアリング、論点整理)
接続政策委員会 (第 69 回)	令和 6 年 1 月 31 日 ※オンライン会議	「IP 網への移行後の音声接続料の在り方」について (論点整理)
接続政策委員会 (第 70 回)	令和 6 年 3 月 14 日 ※オンライン会議	「IP 網への移行後の音声接続料の在り方」について (報告書取りまとめ)

922 「四半期単位の実績トラヒックのホームページ開示義務の見直し」に関する  
923 接続事業者の意向調査の結果概要

924 NTT東日本・西日本による四半期単位の実績トラヒック開示は必要と考  
925 えるか。【選択回答】

- |     |                             |      |
|-----|-----------------------------|------|
| 926 | ① 現行（年4回）の開示を継続すべき          | 0社   |
| 927 | ② NTT東日本・西日本の提案通り年1回で差し支えない | 9社   |
| 928 | ③ その他（ ）                    | 1社（特 |
| 929 | に意見なし）                      |      |

930 NTT東日本・西日本が開示する実績トラヒックの粒度はどのようにする  
931 とが適当と考えるか。【選択回答】

- |     |                         |            |
|-----|-------------------------|------------|
| 932 | ① 現行（四半期単位のトラヒック）を継続すべき | 1社         |
| 933 | ② 年度単位のトラヒックで差し支えない     | 8社         |
| 934 | ③ その他（ ）                | 1社（特に意見なし） |

935 実績トラヒックの開示の頻度が減少することによって、速報性が低下するな  
936 どにより、事業者の意思決定に及ぼす影響はあるか。【自由回答】

- 937 ●特になし（7社）
- 938 ●意見なし（2社）
- 939 ●開示頻度については年1回で差し支えないものの、接続事業者の予見性確  
940 保の観点から取り付けられた本運用の趣旨に鑑みれば、本来はトラヒック  
941 提示のみでは不十分であり、接続料原価も踏まえ初めて予見性確保がで  
942 けるものと考えます。したがって、NTT東西様における認可申請プロセスを可  
943 能な限り早期に実施いただきたく存じます。

944 その他NTT東日本・西日本による実績トラヒック開示について意見はある  
945 か。【自由回答】

- 946 ●意見なし（8社）
- 947 ●実績トラヒック開示が年1回になることはNTT東日本・西日本のコスト  
948 削減にも繋がり、結果として接続料の低廉化にも資することから、他の開示  
949 データにおいても必要性の低いものは頻度を下げる、廃止する等の対応を  
950 実施すべきと考えます。年度単位へ見直しになった場合も、現状同様認可申  
951 請時（1月目途）での開示を求めます。